

情報公開と個人情報保護制度の令和 5 年度運用状況

令和 6 年 5 月
習 志 野 市

情 報 公 開 制 度 の 運 用 に つ い て

情報公開制度は、平成 10 年 4 月にスタートした制度です。市民の皆さんの市政への理解と参加を一層推進し、より開かれた市政の確立を目指して制定されました。この制度では、市が保有する情報を、誰でも必要なときに、公開請求することができます。また、毎年運用状況を公表することになっています。

令和 5 年度の公文書公開請求に対する請求件数は 124 件で、このうち全部公開が 53 件、氏名等の個人に関する情報の非公開等による部分公開が 53 件、法令等の定めにより公開することができないこと等による非公開が 7 件、文書の不存在や特定ができないことによる請求拒否が 10 件、取下げが 1 件でした。

実施機関別の公開請求の状況は表 1 のとおりです。

なお、公開請求に係る審査請求は 3 件で、却下が 1 件、審理中が 2 件でした（表 2）。

●表 1 実施機関別の公開請求の状況

実 施 機 関	請求件数	決 定 状 況				取 下 げ
		全部公開 決 定	部分公開 決 定	非 公 開 決 定	請求拒否 決 定	
市 長	80	35	35	3	6	1
政策経営部	13	11	1	1	0	0
総 務 部	19	11	5	1	2	0
協働経済部	6	2	3	0	0	1
健康福祉部	0	0	0	0	0	0
都市環境部	41	10	26	1	4	0
こども部	0	0	0	0	0	0
会 計 課	1	1	0	0	0	0
教 育 委 員 会	18	7	7	1	3	0
消 防 長	4	1	3	0	0	0
公営企業管理者	20	9	7	3	1	0
議 会	2	1	1	0	0	0
合 計	124	53	53	7	10	1

※請求拒否決定とは、主に公開請求に係る公文書が不存在や特定できない場合が該当します。

●表 2 公開請求に係る審査請求の状況

	受付件数	処 理 状 況				審 理 中	取 下 げ
		処 認	容 一 部 認 容	棄 却	却 下		
審査請求	3	0	0	0	1	2	0

個人情報保護制度の運用について

令和５年度３月末時点の各実施機関から届出のあった個人情報ファイルの総件数は１２８件で、実施機関別の内訳は、表１のとおりです。

また、令和５年度の保有個人情報開示請求に対する処理件数は５０件で、このうち、全部開示が２９件、第三者の個人情報等の非開示による部分開示が１７件、文書の不存在や特定ができないことによる非開示が４件、取下げはありませんでした。実施機関別の開示請求の状況は表２のとおりです。

なお、開示請求に係る審査請求は、ありませんでした。

●表１ 実施機関別の個人情報ファイルの届出状況

実 施 機 関	総 件 数
市 長	86
共通事務	0
政策経営部	2
総務部	16
協働経済部	30
健康福祉部	22
都市環境部	11
こども部	5
会計課	0
教育委員会	8
消防長	19
公営企業管理者	15
議会	0
合 計	128

●表２ 実施機関別の開示請求の状況

実 施 機 関	請求件数	決 定 状 況			取 下 げ
		全部開示 決 定	部分開示 決 定	非 開 示 決 定	
市 長	50	29	17	4	0
政策経営部	0	0	0	0	0
総 務 部	0	0	0	0	0
協働経済部	9	4	5	0	0
健康福祉部	37	24	9	4	0
都市環境部	1	0	1	0	0
こども部	3	1	2	0	0
議 会	0	0	0	0	0
合 計	50	29	17	4	0

※このほか、口頭による開示請求として、市立習志野高等学校の入学選抜試験について１１５件、職員採用試験について７件ありました。

※非開示の決定とは、主に開示請求に係る公文書が存在しないや特定できない場合が該当します。